

秋田県告示第241号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、次のとおり令和6年度毒物劇物取扱者試験を実施するので、毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、告示する。

令和6年5月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 試験の日時及び場所

(1) 日時

令和6年9月4日（水）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) 場所

〒010-0001 秋田市中通二丁目6番1号 ANAクラウンプラザホテル秋田

2 試験の種類

(1) 一般毒物劇物取扱者試験

(2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験

(3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記による。）

毒物及び劇物（農薬用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第一に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第二に掲げる劇物に限る。）の識別及び取扱方法

4 受験申込みに必要な書類

(1) 受験願書 1部

(2) 添付書類

ア 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載があり、かつ、個人番号の記載がないもの） 1部
発行の日から6か月以内のものであること。

イ 写真 1枚

受験願書提出前6か月以内に無帽、無背景で、上半身を正面から撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの。

5 受験願書受付期間及び場所

(1) 受付期間

令和6年6月4日（火）から同月25日（火）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日を除く。）。郵送による場合は、同日までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受付場所

住所地を所管する保健所（各地域振興局福祉環境部及び秋田市保健所）に提出すること。なお、郵送により申請する場合は、宛先を「秋田県健康福祉部医務薬事課毒物劇物取扱者試験担当」とし、書留郵便により送付すること。

6 受験手数料

(1) 額

11,000円

(2) 納付方法

受験願書を提出する際、秋田県証紙により納付すること。

7 受験申請書等の入手方法

(1) 最寄りの保健所

(2) 秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」 (<https://www.pref.akita.lg.jp/>)

(3) 郵送による請求

(1)及び(2)の方法により難しい場合は、郵送により秋田県健康福祉部医務薬事課宛てに「毒物劇物取扱者試験受験願書請求」と記載して請求することができる。この際、請求者の氏名及び住所を明記し、郵送に必要な切手（参考：1部郵送の場合、定形郵便は94円分、定形外郵便は120円分が必要）を貼った返信用封筒を同封するこ

と。

8 受験申請書等についての問合せ先

名 称	所 在 地	電 話
秋田県健康福祉部医務薬事課	秋田市山王四丁目1番1号	018-860-1407
秋田県大館保健所	大館市十二所字平内新田237番地の1	0186-52-3952
秋田県北秋田保健所	北秋田市鷹巣字東中岱76番地1	0186-62-1166
秋田県能代保健所	能代市御指南町1番10号	0185-52-4333
秋田県秋田中央保健所	潟上市昭和乱橋字古開172番1	018-855-5170
秋田市保健所	秋田市八橋南一丁目8番3号	018-883-1170
秋田県由利本荘保健所	由利本荘市水林408番地	0184-22-4122
秋田県大仙保健所	大仙市大曲上栄町13番62号	0187-63-3404
秋田県横手保健所	横手市旭川一丁目3番46号	0182-32-4006
秋田県湯沢保健所	湯沢市千石町二丁目1番10号	0183-73-6155

9 合格者の発表

令和6年10月8日(火)午前9時に秋田県庁前公告板、各地域振興局福祉環境部(県保健所)及び秋田市保健所の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には書面で通知する。

また、秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」(<https://www.pref.akita.lg.jp/>)に合格者の受験番号を掲載する。

10 試験結果の提供

試験結果の提供を希望する場合は、受験者本人が、本人であることを証明する書類(受験票、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード又は旅券等)を持参し、日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までの間に下表の受付場所に直接申し出ること。

申出者	提 供 内 容	受 付 期 間	受 付 場 所
受 験 者	筆記試験、実地試験の 得点及び総合得点	合格発表の日から1か月間	秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁2階 医務薬事課内

なお、この試験結果については、上記期間経過後も、個人情報の保護に関する法律第76条第1項の規定により、文書による開示請求をすることができる。

11 その他

試験についての問合せは、秋田県健康福祉部医務薬事課医務・薬務チーム(電話018-860-1407)にすること。